

目次

第1章. 業務概要	1
1-1 業務概要	1
1-2 業務内容	3
第2章. 土地登記簿等による資料等調査	5
2-1 土地登記簿・公図	5
2-2 地形図・航空写真・住宅地図	7
2-3 施設情報等	15
2-4 航空燃料・船舶燃料の有害物質含有状況	18
第3章. 地形・地質及び地下水に関する調査	21
3-1 地形概要	21
3-2 地質概要	21
3-3 地下水・水文状況	24
3-4 自然地盤の重金属等元素の含有について	29
第4章. 対象地周辺における環境測定結果資料の照査	32
4-1 河川・海域及び地下水の水質測定	32
4-2 土壌・水質のダイオキシン類	32
4-3 土壌汚染対策法に基づく指定区域	32
4-4 横浜市条例による土壌汚染調査	33
4-5 用途地域	33
第5章. 対象地と土壌汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例との関係	34
5-1 土壌汚染対策法	34
5-2 横浜市生活環境の保全等に関する条例	34
第6章. 現地視察及び聞き取り調査	36
6-1 現地視察結果	36
6-2 聞き取り調査結果	40
第7章. 資料等調査のまとめ	43
7-1 土地利用履歴概要	43
7-2 施設状況	43
7-3 想定される使用有害物質等と土壌汚染の可能性	43
7-4 不自然な盛土等	44

7-5 周辺施設からの有害物質の流入	44
第8章. 土壌汚染概況調査計画	50
8-1 概況調査計画数量の策定方針.....	50
8-2 概況調査概算費用の算定と総合評価.....	59
添付資料(省略)	

第1章. 業務概要

1-1 業務概要

(1)業務名称

旧小柴貯油施設資料等調査

(2)履行期間

平成 19 年 11 月 28 日～平成 20 年 2 月 29 日

(3)対象地の所在

神奈川県横浜市金沢区柴町ほか(面積:約 512,000 m²)

(4)目的

本調査は、施設及び区域の返還に伴う原状回復措置として、対象地における土壌汚染及び水質汚染についての蓋然性を把握するため、対象地に係る土地の使用状況等の調査を行う。

(5)調査期間対象

調査期間対象は、おおむね昭和 12 年(日本海軍による対象地土地買収開始時期)から平成 17 年 12 月(対象地返還時期)までとした。

(6)準拠法令等

本件は、次の関係法令を適用した。

- 1)土壌汚染対策法(平成十四年五月二十九日法律第五十三号)
- 2)横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成 14 年 12 月 25 日条例第 58 号)

(7)発注者名

支出負担行為担当官
南関東防衛局長 齊藤 敏夫

(8)受託者名

中央開発株式会社（環境省 指定調査機関 環 2003-1-371）
・東京支社 神奈川支店 [REDACTED]
神奈川県横浜市神奈川区台町 11-29(Tel045-314-7871)

・管理技術者： [REDACTED] ([REDACTED])
ソリューション本部 土壌分析室
埼玉県川口市西青木3-4-2(Tel048-250-1414)

・担当技術者： [REDACTED] ([REDACTED])
[REDACTED] ([REDACTED])
[REDACTED] ([REDACTED])
プロジェクト本部 地盤環境事業部
東京都新宿区西早稲田 3-13-5(Tel03-3208-3810)

(9)請負額

367,500 円(消費税込み)

1-2 業務内容

(1)土地登記簿等による地歴調査

対象地の土地登記簿(閉鎖登記簿も含む。また必要に応じ建物登記簿)を閲覧し、過去及び現在の所有者、土地面積等を検討した。

また国土院発行の地形図、航空写真、住宅地図、参考文献等を収集・判読し、対象地及びその周辺において有害物質を発生させた可能性のある建物等の立地履歴や盛土等の地形改変の有無等を調査した。

(2)地形・地質及び地下水に関する調査

対象地が置かれた地形・地質的区分や水利・地質的区分に関する資料を収集・整理し、対象地の立地条件、地下水の流向を推測した。

(3)対象地周辺における環境測定結果資料の照査

対象地周辺において神奈川県、横浜市が実施した環境測定結果資料を収集し、その内容を照査するとともに対象地への影響を検討した。

(4)現地視察及び聞き取り調査

対象地及び周辺を踏破し、残存している施設類、不自然な盛土等について観察するとともに、対象地周辺の土地利用状況や地形を観察した。更に、関係者に聞き取り調査を行い、過去における施設の稼働状況、土壌汚染発生の可能性及び対象地周辺から対象地への土壌汚染物質の流入あるいは流失の可能性を検討した。

(5)評価及び土壌汚染概況調査計画立案等

上記(1)～(4)の結果・内容を総合的に検討し、土壌汚染状況調査の対象となる特定有害物質(土壌汚染対策法施行令第1条に掲げる物質)ごとに次に掲げる区分により分類作業を行った。また、現時点では有害物質として土壌汚染対策法には定められていないが、油分についても同様の作業を行った。

- ①汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地
- ②汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地
- ③①及び②に掲げる土地以外の土地

なお、調査結果でも述べるとおり、ダイオキシン類については該当する施設等が存在しないことが明らかとなったため、これを除いた。

上記分類結果により、土壌汚染対策法に定められた方法により、土壌汚染概況調査計画を立案した。当該計画は、先に述べたとおり油分も含めた計画とし、地下水汚染の可能性、自然由来の検討を行うための調査項目を加味した複数案を立案した。調査の流れを図 1-1 に示す。

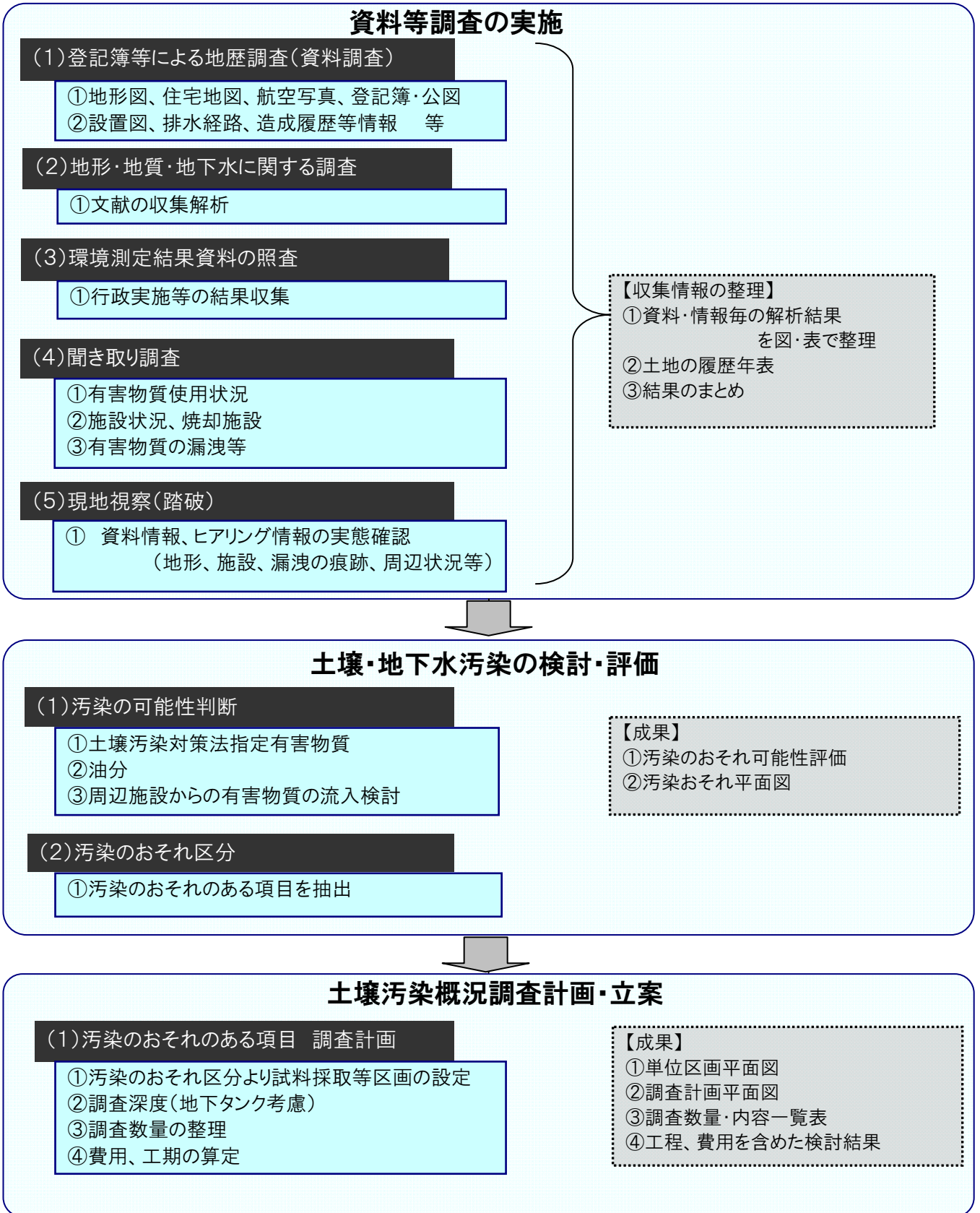


図 1-1 業務フロー図